

共生学会・会則

前文

本会は、共生をめぐる課題に取り組み、趣意書に賛同する者が広く参加する学会である。研究、実践等の公表の場を提供すると同時に、当会に関わるわれわれ自身の共生についても絶えず意識し、運営上の決定に携わる成員は多様性を担保するよう務める。

第1条（名称）

本会の名称は共生学会（英語名：Society of Kyosei Studies, SOKS）とする。

第2条（目的）

本会は、共生の研究と実践の発展のために設立される。異なる分野の研究者や学生、現場で問題に取り組んでいる実践者と専門家、そして当事者との交流を促し、共生に関する研究の発展と共生社会の推進、共創知の産出、およびその教育の普及を図ることを目的とする。

第3条（事業）

本会は以下の事業を行う。

1. 研究大会、研究会、講演会、実践交流会等の開催
2. 研究および実践の成果の公開
3. 研究と教育の発展を図るための交流
4. そのほか本会の目的を達成するために必要な事項

第4条（会員）

1. 個人会員：本会の目的に賛同して入会した個人
2. 賛助会員：本学会の目的に賛同し、賛助するために入会した団体

第5条（会費）

年会費は以下のとおりとする。

1. 個人会員：7,000円（ただし、手取り月収15万円以下を目安に自己申告により3,000円とする）
2. 賛助会員：1口20,000円

第6条（入会）

1. 個人会員として入会を希望する個人は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。
2. 賛助会員として入会を希望する団体は、理事会の承認を得るものとする。

第7条（会員の資格喪失）

会員は以下の理由によってその資格を喪失する。

1. 3年以上会費を滞納した場合（再入会時には、未払い分の会費を全納することとする）
2. 退会届を理事会に提出した場合
3. 死亡した場合
4. 理事会の提案により総会が退会を決定した場合

第8条（総会）

1. 本会は原則として毎年1回の総会を開催する。
2. 総会は会長が招集し、会員をもって構成する。
但し、賛助会員は、議決等の決定する権限を有しない。
3. 総会の議長は会長が指名する。
4. 総会の成立には個人会員の3分の1以上の出席を必要とし、会場およびオンライン出席、あるいは委任状による議決権の行使ができる。
5. 総会の議決には、出席個人会員の過半数を必要とする。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
6. 個人会員の3分の1以上の請求があったときは、臨時総会を開かなければならない。
7. このほかの総会の運営については理事会が別に定める。

第9条（役員を選出）

1. 本会に次の役員をおく。
理事15名以内（会長1名、副会長2名、事務局長1名を含む）、会計監査2名
2. 理事は、「共生学会理事選出規定」に基づいて選出する。
3. 会長、副会長、事務局長は、選挙によって選出された理事の互選により、理事会から候補者を推挙する。推挙された候補者は、総会において信任投票を行い、総会に出席する個人会員の過半数の信任をもってこれを承認する。
4. 会計監査は、総会において理事以外の個人会員の中から選出される。総会に出席する個人会員の過半数の信任をもってこれを承認する。
5. 役員の内任期は3年間とし、重任は2期までとする。

第10条（役員職務）

1. 理事は、理事会を構成し、本会の運営に関する事項を審議し、事業の計画や報告、予算や決算に関わる会務を執行する。
2. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の職務を代行する。
4. 事務局長は、会長、副会長を補佐し、理事会の一員として、事務局を統括し、日常の会務を執行する。
5. 会計監査は、本会の会計を監査する。

第11条（事務局）

1. 本会の事務を処理するため、事務局および必要な事務局員をおく。
2. 事務局員は事務局長が任命する。
3. 事務局員の業務は有償とする。

第12条（理事会）

1. 理事会は会長、副会長、その他の理事および事務局長で構成する。
2. 理事会の定足数は、理事総数の3分の2以上とし、会場及びオンライン出席、あるいは委任状による議決権の行使を認める。
3. 理事会は会務の執行に関する重要事項について決定し、会務を執行する。
4. 理事会は会長が招集する。

5. 個人会員の3分の1以上の要請および理事会の承認、若しくは、理事の過半数の請求があったときは、会長は速やかに理事を招集し、臨時理事会を開かなければならない。

第13条（部会・委員会）

本会に特定の事業を執行するための部会または委員会を置くことができる。

第14条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第15条（所在地）

本会の所在地は、日本国内に置く。詳細は細則で定める。

第16条（細則）

1. 本会の事業の執行に必要な細則は、理事会が定める。
2. 本会の事務局業務の執行に関する重要事項については理事会が別に定める。

第17条（会則の変更）

会則を変更しようとする場合は、総会において議決を経なければならない。

第18条（本会の解散）

本会の解散は理事会および総会の議決を経なければならない。その場合、残余財産は公益目的に使用することとし、会員に分配しない。

（付則）

本会は2022年4月1日をもって設立する。この会則は、2022年3月21日から施行する。